

グリーンボンド及びソーシャルボンド： 持続可能な開発目標(SDGs)に照らした ハイレベルマッピング



2018年6月版

グリーン債券及びソーシャル債券： 持続可能な開発目標（SDGs）に照らしたハイレベルマッピング

2018年6月

はじめに

本文書は、発行体、投資家及び債券市場参加者が、グリーン/ソーシャル/サステナビリティ債券又は債券プログラムの資金調達目的を**持続可能な開発目標（SDGs）**に照らして評価するための、大まかな枠組みを提供することを企図している。この何年かの中に国際的な政策が整備されてきた中で、国際資本市場には、投資とSDGsの達成とを結び付けようという機運が生じてきた。このような機運の高まりを受け、多くの機関や団体によって、SDGsを投資対象とする考え方を示す取り組みがなされている。本ガイドは、公共及び民間部門の発行体や投資家が、グリーン/ソーシャル/サステナビリティ債券の発行及び投資をSDGsに照らして評価できるように作成されたものである。

本文書で行うマッピングは、気候変動の緩和及び社会的課題の改善にグローバルに貢献するような債券による資金調達の促進を図る上で、「[グリーン債券原則（GBP）](#)」、「[ソーシャル債券原則（SBP）](#)」及び「[サステナビリティ債券ガイドライン（SBG）](#)」（合わせて、以下「原則等」という）を補完するものである。本文書はプリンシプルズ・リソース・センターにて公表されている、「[Working Towards Harmonized Framework for Impact Reporting for Green Bonds（グリーン債券のインパクト・レポーティング）](#)」（2015年）や廃水や資源効率に関する各種ガイダンス¹等、グリーン/ソーシャル/サステナビリティ債券によって資金調達が行われるプロジェクトのインパクト・レポーティング及び期待される成果の公表を総合的に支援することを目的とする他の文書と合わせて検討されるとよいだろう。加えて、本文書の利用者には、[補完資料として作成したスプレッドシート](#)も役立つであろう。同スプレッドシートは、SDGsの各ターゲットに対応する原則等における適格事業区分を紐づけ、詳細にリストアップしたもので、本ガイダンスを補完するために作成されている。

背景

持続可能な開発目標（SDGs）を実現するためには、莫大な額の資金調達が必要になる。インフラ開発への投資（インフラ開発は経済転換及び持続可能な成長への大きなボトルネックである）だけでも、全世界で年間5兆ドルから7兆ドルの資金ニーズがある²。これらの投資は、12兆ドルの市場機会をもたらすとともに、3億8,000万人分の新たな雇用を生み出すと予想される³。現在、1兆ドルから1兆5,000億ドルとされる年間インフラ支出合計額のうち、最大で半分までが民間投資によって賄われている⁴。それに対し、OECD諸国においては、機関投資家が約100兆ドルの資金を運用しているが、そのうちのごくわずかな割合しか持続可能な資産には投資されていない⁵。グリーン/ソーシャル/サステナビリティ債券は、持続可能性を強調した伝統的金融商品として、民間投資を持続可能なインフラや必要不可欠なサービス等に振り向ける上で役立っている。これらの金融商品によって、債券投資家からの投資が増加し始めているのである。

¹ 提案されているインパクト・レポーティング指標については [Waste Management and Resource Efficiency Projects（廃棄物管理・資源効率化プロジェクト）](#) 及び [Sustainable Water and Wastewater Management Projects（持続可能な水・廃水プロジェクト）](#) を参照のこと。

² Intergovernmental Committee of Experts on Sustainable Development Financing（持続可能な開発資金に関する政府間専門家委員会）、2014年

³ [Better Business, Better World Report（より良きビジネス、より良き世界報告書）](#)、The Business & Sustainable Development Commission（ビジネスと持続可能な開発委員会）、2017年1月

⁴ [Financing Change（資金供給の変化）](#)、McKinsey、2016年1月

⁵ Institutional Investors: The Unfulfilled \$100 Trillion Promise - The World Bank（機関投資家：果たされていない100兆ドルの約束 - 世界銀行）

グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドとは、調達資金の全てが、適格な環境プロジェクト、ソーシャルプロジェクト又はその両者を組み合わせたプロジェクトに充当される、様々な種類の債券を指す。

- グリーンボンドとは、調達資金の全てが、環境面で明確なメリットのある適格なグリーンプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、GBP の 4 つの核となる要素に適合している様々な種類の債券である。適格なグリーンプロジェクトとしては、再生可能エネルギー、エネルギー効率、汚染防止及び抑制、高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス、グリーンビルディング、陸上及び水生生物の多様性の保全、クリーン輸送等があげられる⁶。
- ソーシャルボンドとは、特定の社会的課題への対処又は軽減を目的とするプロジェクトあるいは、特にある一定の対象となる人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を直接的に目指すプロジェクトに資金を調達するためのものである。誤解を避けるために言えば、対象層の定義は、現地の状況に応じて変化し得るとともに、ケースによっては、一般市民全体を対象とすることによって、対象層に役立つ場合もあると考えられている。ソーシャルプロジェクトのカテゴリーとしては、手ごろな価格の基本的インフラ設備、必要不可欠なサービスへのアクセス、手ごろな価格の住宅、雇用創出、食の安全、社会経済的向上とエンパワーメントの提供及び/又は促進があげられる⁷。
- サステナビリティボンドとは、調達資金の全てが、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの両方組み合わせたプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、GBP 及び/又は SBP の 4 つの核となる要素に適合している様々な種類の債券である。

グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドは他の上場されている確定利付証券と同様の資本市場金融規制の対象となる規制対象の金融商品である。

根拠

2015 年に SDGs が採択されて以来、環境・社会・ガバナンス (ESG; Environmental, Social and Governance) を重視する ESG 投資やインパクト投資が主流となってきた金融市場において、SDGs は一層浸透し、適用されてきた。大規模なアセットオーナーは、SDGs 投資の目標設定を始めている。グローバル・インパクト・インベスティング・ネットワーク (Global Impact Investing Network) の報告によると、インパクト投資家の 60% は、SDGs の観点で彼らの投資の財務的パフォーマンスを積極的に追跡している、又は追跡する予定であると回答している⁸。加えて、MSCI の投資家調査では、SDGs はインパクト投資を行う際に目安とする枠組みとして、主要なものとなってきていることが明らかになった。多くの調査対象者が、ステークホルダーが投資プロセスにおいて SDGs を検討することを明示的に求めるようになってきていると指摘している。また、SDGs の国連採択以前からインパクト投資を行ってきた投資家は、SDGs を中心に据えて投資活動を報告・構成する必要性が高まっていることを認識している⁹。

⁶ グリーンボンド原則 (2018 年) 参照

⁷ ソーシャルボンド原則 (2018 年) 参照

⁸ 約 200 のインパクト投資家 (運用額 1,140 億ドル) を対象とした [2017 年のグローバル・インパクト・インベスティング・ネットワーク \(GIIN\) による調査](#)

⁹ [MSCI Sustainable Impact Guide \(MSCI 持続可能性インパクトガイド\)](#)、2017 年 12 月

マッピング表

下表は、民間部門や公共部門において、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドによる調達資金の用途として適格な運用方法を特定する際に、SDGs をどのように考慮できるかを示したものである。17 の開発目標に関連づけられた 169 のターゲットについて、GBP 又は SBP の事業区分(プロジェクトカテゴリー)と関連するものを特定するため、ハイレベルのレビューを行い、その結果を表に取りまとめたものである¹⁰。現時点では、原則等との関連がある開発目標として、SDGs のうち 15 の目標が特定されている。下表は参考資料として使用するために作成されたものであり、各プロジェクトの適合性は個別に評価すべきものであることに留意されたい。さらに、SDGs に適合していたとしても、それによって自動的に原則等に適合するとは限らない。下表に参考として示した、いくつかの指標は、サステナブル・ファイナンス・プラットフォーム(Sustainable Finance Platform)¹¹が作成した「[SDG Impact Indicators: A Guide for Investors and Companies \(SDG 影響指標: 投資家・企業向けガイド\)](#)」から引用したものである。指標は、包括的なものでも、規範的なものでもない。自らの戦略や国や地域、また法的な状況に合致するように、発行体自身が自らの事業に対応する SDGs を特定し、下表のこれらの指標やその他の指標を検討すべきである。

SDG	SBP プロジェクト事業区分 ¹²	GBP プロジェクト事業区分 ¹³	指標例
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(1.4) 手ごろな価格の住宅(1.4) 社会経済的向上とエンパワーメント(1.1、1.2、1.3、1.4、1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への適応(1.5) 	<p>1.1 低所得層向けの製品・サービスの数</p> <p>1.2 マイクロファイナンスを含む金融サービスにアクセス可能となった人数</p> <p>1.4 クリーンエネルギーへアクセス可能となった人数</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(2.3) 手ごろな価格の基本的インフラ設備(2a) 食の安全(2.1、2.2、2.3、2c) 社会経済的向上とエンパワーメント(2.3、2.5、2a、2c) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への適応(2.4) 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理(2.4) 陸上及び水生生物の多様性の保全(2.5) 	<p>2.1 安全で栄養があり十分な量の食料の提供を受けた人数</p> <p>2.2 生態学的に持続可能な農業による 1 ヘクタール(トン)当たりの農業生産量</p> <p>2.4 栄養価の改善が認定された製品</p> <p>2.4 洪水又は干ばつの影響を軽減する措置によって利益を受けた人数及び/又は事業体(企業又は農場)数</p>

¹⁰ SDGs の 169 のターゲットの全リストについては、<https://sustainabledevelopment.un.org/SDGs> を参照されたい。

¹¹ [サステナブル・ファイナンス・プラットフォーム\(Sustainable Finance Platform\)](#) は、オランダ銀行(De Nederlandsche Bank)(代表)、オランダ銀行協会(Dutch Banking Association)、オランダ保険者協会(Dutch Association of Insurers)、オランダ年金基金連盟(Federation of the Dutch Pension Funds)、オランダ基金・資産運用協会(Dutch Fund and Asset Management Association)、オランダ金融市場庁(Netherlands Authority for the Financial Markets)、オランダ財務省(Ministry of Finance)、オランダ社会基盤・環境省(Ministry of Infrastructure and the Environment)、サステナブル・ファイナンス・ラボ(Sustainable Finance Lab)の共同事業である。

¹² 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

¹³ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

SDG	SBP プロジェクト事業区分 ¹⁴	GBP プロジェクト事業区分 ¹⁵	指標例
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、3.8、3b、3c) 手ごろな価格の基本的インフラ設備(3.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染防止及び抑制(3.9) 再生可能エネルギー(3.9) 	<p>3.1 向上したヘルスケアを受けることができた人数</p> <p>3.2 標準的な治療及び医薬品のコスト削減</p> <p>3.3 プロジェクトの前後において処理、再利用、回避した廃水量</p> <p>3.3 処理・処分された未処理下水汚泥量</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(4.1、4.2、4.3、4.4、4.5、4.6、4.7、4a、4c) 社会経済的向上とエンパワーメント(4.4、4.5) 		<p>4.1 教育サービスを受けている人数</p> <p>4.2 標準的な教育水準に達した生徒数</p> <p>4.3 包摂的かつ効果的な学習環境を整えた教育施設</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(5.4) 社会経済的向上とエンパワーメント(5.1、5.4、5.5、5b) 		<p>5.1 女性、その他の性的少数者のために創出され、同等の賃金が支払われる雇用数</p> <p>5b. 技術製品を利用する女性数</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ設備(6.1、6.2、6.3、6.4、6b) 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な水資源及び廃水管理(6.1、6.2、6.3、6.4、6.5、6a、6b) 陸上及び水生生物の多様性の保全(6.6) 	<p>6.1 安全で安価な価格の飲料水の提供を受けた人数</p> <p>6.2 十分かつ平等な公衆衛生の提供を受けた人数</p> <p>6.3 節水量</p> <p>6.4 再利用のために処理された廃水量</p> <p>6.6 持続可能な土地・水資源管理手法の対象となっている面積</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ設備(7.1、7b) 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率(7.3、7a) 再生可能エネルギー(7.2、7a) 	<p>7.1 再生可能エネルギー生産量</p> <p>7.2 温室効果ガス排出削減量(CO2換算トン)</p> <p>7.3 クリーンエネルギーサービスにアクセスできる人数</p>

¹⁴ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

¹⁵ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

SDG	SBP プロジェクト事業区分 ¹⁶	GBP プロジェクト事業区分 ¹⁷	指標例
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(8.3、8.6、8.10) 雇用創出(8.2、8.3、8.5、8.6、8.9) 社会経済的向上とエンパワーメント(8.3、8.5、8.6、8.7、8.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス(8.4) エネルギー効率(8.4) 再生可能エネルギー(8.2) 	<p>8.1 SDGs に合致するローン、預金又は保険商品の数、若しくは、それらの商品の提供を受けた人数</p> <p>8.2 創出された雇用数</p> <p>8.3 維持された雇用数</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(9.3、9c) 手ごろな価格の基本的インフラ設備(9.1、9a、9c) 雇用創出(9.2) 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率(9.4) 再生可能エネルギー(9.1) 	<p>9.1 持続可能、かつ、全ての人が公平にアクセスできる道路の敷設距離</p> <p>9.2 鉄道建設距離</p> <p>9.3 インターネットへの初接続数</p> <p>9.4 SDGs に合致する研究開発支出(売上高に占める割合:%)</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス(10c) 社会経済的向上とエンパワーメント(10.1、10.2、10.3、10.7) 		<p>10.1 低所得地域、社会的に不利な立場にある人々、その他対象層に対して創出された雇用数</p> <p>10.2 サプライチェーンにおける現地の中小企業サプライヤー及び小規模農家の数</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ設備(11.1、11.2) 手ごろな価格の住宅(11.1) 社会経済的向上とエンパワーメント(11.5) 	<ul style="list-style-type: none"> クリーン輸送(11.2) 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス(11b) 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理(11.7、11a) グリーンビルディング(11c) 汚染防止及び抑制(11.6) 再生可能エネルギー(11.3) 持続可能な水資源及び廃水管理(11.5) 陸上及び水生生物の多様性の保全(11.4) 	<p>11.1 安全で、安価で、持続可能な住宅にアクセスすることができる人数</p> <p>11.2 持続可能な輸送システムにアクセスすることができる人数</p> <p>11.2 配備された電気自動車の台数</p> <p>11.2 設置された電気自動車用充電スタンドの数</p> <p>11.3 グリーンな不動産の床面積</p> <p>11.6 プロジェクト前後の削減、最小化、再利用、リサイクルされた廃棄物量</p> <p>11.6 リサイクル可能なものの分別回収から利益を得た人数</p>

¹⁶ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

¹⁷ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

SDG	SBP プロジェクト事業区分 ¹⁸	GBP プロジェクト事業区分 ¹⁹	指標例
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全 (12.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス (12.5) 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 (12.2) 汚染防止及び抑制 (12.3、12.4、12.5) 再生可能エネルギー (12.4) 持続可能な水資源及び廃水管理 (12.2、12.5) 	<p>12.1 資源廃棄削減量</p> <p>12.2 空気排出削減量 (温室効果ガスを除く)</p> <p>12.3 排水削減量</p> <p>12.4 持続可能な形態又は、リサイクルによる原材料の調達量</p> <p>12.4 現地の汚染物質の削減量又は削減割合 (%)</p> <p>12.5 使用する危険物質の削減量</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>		<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への適応 (13.1、13.2、13.3、13b) 気候変動の軽減 (13.1、13.3) 再生可能エネルギー (13.1) 	<p>13.1 水貯蔵容量</p> <p>13.1 天候関連の途絶回数 (年間日数) のリスク発生頻度 (%) の減少</p> <p>13.2 洪水耐性のある床面積</p> <p>13.3 気候保険でカバーされているハイリスク資産</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済的向上とエンパワーメント (14b) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 (14.4、14.6、14a、14b) 陸上及び水生生物の多様性の保全 (14.1、14.2、14.3、14.5、14.6、14a) 	<p>14.1 海水・淡水汚染 (生態毒性、富栄養化) の回避又は削減量</p> <p>14.2 生物多様性の損失の回避又は削減数 (生物の種数)</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>		<ul style="list-style-type: none"> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 (15.7、15.8、15a、15c) 陸上及び水生生物の多様性の保全 (15.1、15.2、15.3、15.4、15.5、15b) 	<p>15.1 土壌汚染 (生態毒性、酸性化、塩類化、特性変化) の回避又は削減量</p> <p>15.2 生物多様性の損失の回避又は削減数 (生物の種数)</p> <p>15.3 認定された植林又は森林再生土地面積</p> <p>15.3 持続可能な土地・水資源管理手法の対象となっている面積</p>

¹⁸ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

¹⁹ 最も関連性の高いターゲットを括弧内に列挙している。

免責条項

本文書は、有価証券の売買の勧誘、あるいは、いかなる形の具体的助言(税務、法務、環境、会計、規制)を提供するものではない。また、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても、権利義務関係を形成するものではない。発行体は、本文書に依存又は遡求することなく自主的かつ自らの判断でマッピングを採択し、実施する。なお、適用される法律や規則又は規制と本ガイドラインとが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

* * *

Japanese language translation courtesy of Japan Securities Dealers Association (JSDA) and review by Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.

コンタクト先:

ICMA Paris Representative Office
62 rue la Boétie
75008 Paris
France
Tel: +33 1 70 17 64 70
socialbonds@icmagroup.org
www.icmagroup.org